

地域版 ふれあい



発行/学校家庭地域協働事業実行委員会 編集/境木中学校校外委員会 令和4年2月7日発行

日々、境木中学校の学校教育にご理解ご協力をいただきありがとうございます。生徒の見守りや登下校、地域での過ごし方など、健全育成のために、学校と家庭と地域の協力が不可欠になっています。校外委員の皆様には、本年度の活動を通して多大なるご支援をいただき本当にありがとうございました。

また、今年度も昨年度と同様にコロナ禍の関係もあり、地域の様々な行事や学校行事も縮小傾向の中にあって、色々な活動に対してのご理解に感謝申し上げます。今後、コロナ感染への不安が解消された際には、学校行事への参加や手伝い、地域行事への参加や協力など、まさに今求められている地域と学校のつながりを改めて深めていく重要な時となります。中学生は地域と共に育っていきます。その橋渡しとして、地域との絆を今後も深め、子どもたちのよりよい未来のためにこれからもご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

校長 岡本 実浩

厳しい寒さがまだまだ続いておりますが、今年も校舎脇にある露の臺の新芽が少しずつ顔を出し始めました。春の息吹が感じられる瞬間であるとともに、本校の新たなスタートが目前に迫っていることを感じます。コロナ禍のため、昨年度同様に思い描いた地域事業を展開させることができませんでしたが、いつもと変わらないご家庭や地域の皆様のおかげで力強いサポートをいただき、大変感謝しております。

来年度以降も『横浜一愛される学校』をめざし、校外委員の方々と一緒に元気いっぱいの境木ニュースが発信できるよう、微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っております。

生徒指導専任教諭 細川 十郷

今年度は、昨年度に比べて多くの活動が可能であろうと予測して始動した校外委員会でしたが、準備しては中止という流れが絶えず、とうとう『ふれあい新聞地域版』の発行時期を迎えてしまいました。感染対策、健康管理にも気を遣いながらの委員会活動でしたので、不要不急の接触を避けつつ、無理のない活動を心がけながら、コミュニケーションアプリを活用して、報告・連絡・相談を行ってまいりました。委員の皆様が大変協力的だったお陰で、この1年間をなんとか乗り切ることが出来たと思います。ありがとうございました。

今回は「子どもを守ろう」をテーマに、地震と自転車のルールについて取り上げました。事故に備えることで被害をできるだけ小さくし、危険を回避できる力を家庭でも育てていきましょう。このような考え方は、いじめの防止にも活用ができると感じています。学校・家庭・地域が連携し合うことで、子どものHELPのサインを見逃さないようにし、事故とともにいじめも未然に防止して、子どもたちの安心安全で健やかな成長を見守っていきましょう。

令和3年度 校外委員長 奥畑 智子

☆防災拠点について

『明日発生するかもしれない、南海トラフ巨大地震・首都直下型地震』

～ご自分の避難場所を知っていますか？～

横浜市では、市立小・中学校等を地域防災拠点として指定しています。ご自身の地域防災拠点、安全な避難経路を確認しておきましょう。戸塚区管轄の防災拠点では、地域防災拠点の看板が設置されています。看板の右下のQRコードには防災拠点となる情報やマップをご確認いただけます。指定避難所（地域防災拠点）は、横浜市域で1箇所でも震度5強以上が観測された場合に開設します。運営は、地域防災拠点運営委員会により行います。

防災拠点	地域
東品濃小学校	戸塚、品濃町 全域
境木中学校	戸塚、平戸1丁目～3丁目
平戸小学校	戸塚、平戸4丁目、5丁目
権太坂小学校	保土ヶ谷、権太坂3丁目 保土ヶ谷、狩場町 保土ヶ谷、権太坂1～2丁目 一部
境木小学校	保土ヶ谷、権太坂1～2丁目 一部 保土ヶ谷、境木本町 保土ヶ谷、狩場211



横浜市 HP
戸塚区防災マップ QR コード



* 番地によっては防災拠点が変わりますので詳しくは横浜市防災拠点をご確認ください。

☆自転車に乗るときのルールとマナーについて

中学生は「大人」と同じ扱いとなり、責任も大きく変わります。なんとなくこんな乗り方していませんか？ 全て道路交通法違反です！！いずれも周囲への注意散漫、運転操作の不安定につながる行為となりますので十分注意しましょう。

- ・歩道をすごいスピードで走る！
- ・無灯火運転！
- ・ながら運転！携帯電話を使いながら、イヤホンで音楽を聴きながら走る
- ・自転車の並列走行！ など



最近、ワイヤレスイヤホンを使用していたところ警察から指導を受けた事例があります。ご家庭でも自転車のルールについて一度ご確認ください。自分と周りの安全安心のため、ルールを守りましょう。

指導警告票	
1 番号無視 (違反時 20万円以下の罰金又は1万円以下の没収)	2 進行区分違反(右側通行等) (違反時 20万円以下の罰金又は1万円以下の没収)
3 並進 (違反時 2万円以下の罰金又は1万円以下の没収)	4 一時不停止 (違反時 20万円以下の罰金又は1万円以下の没収)
5 無灯火 (違反時 5万円以下の罰金)	6 二人乗り (違反時 5万円以下の罰金又は1万円以下の没収)
7 通行方法違反(歩道通行中) (違反時 4万円以下の罰金又は1万円以下の没収)	8 携帯電話使用 (違反時 5万円以下の罰金)
9 イヤホン等使用 (違反時 5万円以下の罰金)	10 傘差し運転 (違反時 5万円以下の罰金)
11 その他	



神奈川県警 HP

違反行為は、警察より身元確認と交通違反切符で指導を受けます。自転車の取り締まりが強化され、3年以内に2回以上危険行為を繰り返した人は、安全運転に関する講習を受ける義務が発生します。受講命令に応じない場合は5万以下の罰金が科されます。(14歳から適用)